



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成23年 6月16日木曜日 第2275号外 1

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令..... 2

規 則

○愛媛県規則第31号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																											
<p>（局及び課）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県民 環境 部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>消防防災安全課、危機管理課、<u>原子力安全対策課</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（県民環境部各課の所掌事務）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること（<u>他の主管に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>7 <u>原子力安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>原子力災害対策の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>伊方原子力発電所の安全の確保に関すること。</u></p> <p>(3) <u>環境放射線等の調査に関すること。</u></p> <p>8 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>（局に置く職員）</p> <p>第16条の2 省略</p> <p>2 <u>防災局に危機管理監及び原子力安全対策推進監を置く。</u></p>		省略			県民 環境 部	省略		防災局	消防防災安全課、危機管理課、 <u>原子力安全対策課</u>	省略		省略			<p>（局及び課）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県民 環境 部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>消防防災安全課、危機管理課 _____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（県民環境部各課の所掌事務）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること _____。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) <u>伊方原子力発電所の安全の確保に関すること。</u></p> <p>(17) <u>環境放射線等の調査に関すること。</u></p> <p>(18) 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>（局に置く職員）</p> <p>第16条の2 省略</p>		省略			県民 環境 部	省略		防災局	消防防災安全課、危機管理課 _____	省略		省略		
省略																													
県民 環境 部	省略																												
	防災局	消防防災安全課、危機管理課、 <u>原子力安全対策課</u>																											
	省略																												
省略																													
省略																													
県民 環境 部	省略																												
	防災局	消防防災安全課、危機管理課 _____																											
	省略																												
省略																													

- 3 環境局に環境技術専門監_____を置く。
 - 4 省略
 - 5 省略
- (課及び室に置く職員)

第17条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、温暖化企画係、温暖化対策係、水・土壌環境係_____
省略	

- 2 環境局に環境技術専門監及び原子力安全対策推進監を置く。
 - 3 省略
 - 4 省略
- (課及び室に置く職員)

第17条 省略

- 2 危機管理課に危機管理監を置く。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、温暖化企画係、温暖化対策係、水・土壌環境係、 <u>原子力安全係</u>
省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令

(愛媛県処務細則の一部改正)

第1条 愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(課長等) 第10条 省略 2 危機管理監_____は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、危機管理対策_____に関して、専門的な指導及び助言を行う。 3 原子力安全対策推進監は、上司の命を受け、伊方原子力発電所及びその周辺の安全対策の推進に関する事務を調整し、整理するとともに、原子力安全対策課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。 4 環境技術専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、 <u>環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。</u> 5 省略 第12条 削除	(課長等) 第10条 省略 2 環境技術専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、 <u>環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。</u> 3 原子力安全対策推進監は、上司の命を受け、伊方原子力発電所及びその周辺の安全対策の推進に関する事務を調整し、整理するとともに、環境政策課_____に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。 4 省略 (危機管理監) 第12条 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理対策に関する専門的な指導及び助言を行う。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者			
				部 長	局 長					課 長	部 長	局 長	課 長
危 機 管 理 課	1 災害対策基本法の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 <u>指定地方公共機関の指定(第2条第6号)</u>	—			危 機 管 理 課	1 災害対策基本法の施行に関する事務	1 省略					
		2 省略											
		3 <u>都道府県防災会議の協議会の設置(第17条、災害対策基本法施行令(以下この部において「政令」という。)第11条)</u>	—										
		4 <u>市町防災会議の協議会の設置等の届出の受理(第17条第2項、政令第12条第2項)</u>			—								
		5 <u>災害対策本部の設置(第23条第1項、原子力災害対策特別措置法第22条)</u>	—										
		6 <u>現地災害対策本部の設置(第23条第5項)</u>	—										
		7 <u>指定行政機関等の職員の派遣要請(第29条第1項)</u>								2 <u>指定行政機関等の職員の派遣要請(第29条)</u>			
		8 <u>指定行政機関等の職員の派遣要請に係る協議(第29条第3項)</u>	—										
		9 <u>内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求(第30条第1項、第2項)</u>								3 <u>内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要請(第30条)</u>			
		10 <u>市町長等に対する指定地方行政機関等の職員の派遣のあつせん(第30条第1項、第2項)</u>	—										
		11 <u>内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求に係る協議(第29条第3項、第30条第3項)</u>	—										
		12 省略								4 省略			

13 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る協議（第42条第3項、第44条第3項）					5 市町地域防災計画の作成等の承認（第42条）				
14 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第3項、第44条第3項）	—								
15 防災訓練の実施（第48条第1項、第4項）					6 防災訓練の実施（第48条_____）				
16 省略					7 省略				
17 災害情報の収集及び伝達（第51条_____）					8 災害情報の収集及び伝達（第51条、第55条）				
18 被害状況等の報告の受理（第53条第1項）				—					
19 被害状況の報告（第53条第2項）					9 被害状況の報告（第53条_____）				
20 災害に関する警報に係る通知等（第55条）				—					
21 通信設備の優先利用要求等（第57条、第79条）					10 通信設備の優先利用要求__（第57条_____）				
22 避難の指示等の報告の受理（第60条第3項、第61条第3項）				—					
23 市町長が行うべき避難の指示の代行等（第60条第5項、第6項、政令第23条の2）					11 市町長が行うべき避難の指示等の代行（第60条第5項、第6項_____）				
24 市町長等の要請による応援等の決定（第68条第1項、第80条第2項）					12 市町長等の要請による応援等の決定（第68条_____）				
25 災害時における市町の事務の受託等（第69条、政令第28条）	—								
26 省略					13 省略				
27 指定行政機関の長に対する応急措置の要請等（第70条第3項）					14 指定行政機関の長に対する応急措置の要請__（第70条第3項）				
28 従事命令等の決定（第71条第1項、第81条第1項、政令第29条、第34条第1項）					15 従事命令等の決定（第71条_____）				
29 市町長に対する応急措置等の指示（第72条第1項、第93条第2項）					16 市町長に対する応急措置等の指示（第72条_____）				
30 市町長が実施すべき措置の代行等（第73条第1項、第2項、政令第30条）					17 市町長が実施すべき措置の代行（第73条_____）				

	5 報告の徴収及び立入検査 (第103条第13項から第15 項まで、第103条の2第3 項)	—			
3～5 省 略					

3～5 省 略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
原 子 力 安 全 対 策 課	1 災害対 策基本法 の施行に 関する事 務(原子 力災害に 係るもの に限る。)	1 現地災害対策本部の設置 (第23条第5項)	—		
		2 指定行政機関等の職員の 派遣要請(第29条第1項)	—		
		3 指定行政機関等の職員の 派遣要請に係る協議(第29 条第3項)	—		
		4 内閣総理大臣に対する指 定行政機関等の職員の派遣 のあつせんの要求(第30条 第1項、第2項)	—		
		5 市町長等に対する指定地 方行政機関等の職員の派遣 のあつせん(第30条第1 項、第2項)	—		
		6 内閣総理大臣に対する指 定行政機関等の職員の派遣 のあつせんの要求に係る協 議(第29条第3項、第30条 第3項)	—		
		7 派遣職員に関する資料の 提出等(第33条)			—
		8 市町地域防災計画等の作 成及び修正に係る協議(第 42条第3項、第44条第3 項)	—		
		9 市町地域防災計画等の作 成及び修正に係る愛媛県防 災会議の意見の聴取(第42 条第3項、第44条第3項)	—		
		10 防災訓練の実施(第48条 第1項、第4項)	—		
		11 防災に必要な物資等の備 蓄等の決定(第49条)	—		
		12 災害情報の収集及び伝達 (第51条)			—
		13 被害状況等の報告の受理 (第53条第1項)			—

14 被害状況の報告（第53条第2項）			—
15 緊急事態応急対策に関する指示に係る通知等（第55条、原子力災害対策特別措置法第28条第1項）			—
16 通信設備の優先利用要求等（第57条、第79条）	—		
17 避難の指示等の報告の受理（第60条第3項、第61条第3項）			—
18 市町長が行うべき避難の指示の代行等（第60条第5項、第6項、災害対策基本法施行令（以下この部において「政令」という。）第23条の2）	—		
19 市町長等の要請による応援等の決定（第68条第1項、第80条第2項）	—		
20 原子力災害時における市の事務の受託等（第69条、原子力災害対策特別措置法第28条第1項、政令第28条）	—		
21 原子力緊急事態に係る応急措置の実施（第70条第1項、原子力災害対策特別措置法第28条第2項）	—		
22 指定行政機関の長に対する応急措置の要請等（第70条第3項）	—		
23 従事命令等の決定（第71条第1項、第81条第1項、政令第29条、第34条第1項）	—		
24 市町長に対する応急措置等の指示（第72条第1項、第93条第2項）	—		
25 市町長が実施すべき措置の代行等（第73条第1項、第2項、政令第30条）	—		
26 他の都道府県知事等に対する応援の要求（第74条第1項、第92条第2項）	—		
27 原子力災害時における事務の他の都道府県に対する委託等（第75条、原子力災害対策特別措置法第28条第1項、政令第31条）	—		

	28 従事命令等に係る損失補償等の決定（第82条、第84条第2項）	—		
	29 通信設備の優先利用等の要求の手續の協議（政令第22条）	—		
	30 災害時における市町の事務の委託等の届出の受理（政令第28条第3項）			—
	31 緊急通行車両（緊急自動車を除く。）の確認（政令第33条第1項、第2項）			—
2 原子力災害対策特別措置法の施行に関する事務	1 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に係る協議（第7条第2項）	—		
	2 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に係る関係周辺市町長の意見の聴取（第7条第2項、原子力災害対策特別措置法施行令第2条第2項）	—		
	3 原子力防災要員の現況の届出の受理（第8条第4項）			—
	4 原子力防災管理者等の選任及び解任の届出の受理（第9条第5項）			—
	5 原子力防災管理者からの通報の処理（第10条第1項）			—
	6 主務大臣に対する職員の派遣の要請（第10条第2項）	—		
	7 放射線測定設備等の現況の届出の受理（第11条第3項）			—
	8 緊急事態応急対策拠点施設の指定及び変更に係る意見の具申（第12条第2項）	—		
	9 原子力事業者の応急措置の報告の処理（第25条第2項）			—
	10 原子力災害事後対策の実施（第27条第2項）	—		
	11 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策に係る援助の要求（第28条第6項）	—		
	12 報告の徴収及び立入検査（第31条、第32条第1項）	—		

3 自衛隊法の施行に関する事務(原子力災害に係るものに限る。)	1 自衛隊の災害派遣要請(第83条第1項)	—			
	4 環境放射線等に関する事務	1 調査計画の策定及び調査結果に関すること。			—
		2 調査の実施に関すること。			—
	3 広報に関すること。				—
5 安全協定に関する事務	1 安全協定の締結	—			
	2 報告の徴収及び立入検査				—
	3 措置の要求	—			

備考 この表4の部及び5の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「原子力安全対策推進監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
環境政策課	1～29 省略				
	30 省略				
	31 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
環境政策課	1～29 省略				
	30 安全協定に関する事務	1 安全協定の締結	—		
		2 報告の徴収及び立入検査			—
		3 措置の要求	—		
	31 環境放射線等に関する事務	1 調査計画の策定及び調査結果に関すること。			—
		2 調査の実施に関すること。			—
		3 広報に関すること。			—
	32 省略				
	33 省略				

備考 この表30の部及び31の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「原子力安全対策推進監」とする。

(愛媛県職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準						別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1～9 省略						1～9 省略					

10 原子力安全対策課に勤務する職員のうち、原子力安全対策に関する現地調査の業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	
	ヘルメット	1	年間	3年	
11 省略					
12 環境政策課に勤務する職員のうち、土壌汚染対策関係業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに限る。
	防寒服	1	冬期	3年	
	雨がっぱ	1	年間	2年	
	ゴム長靴	1	年間	2年	
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					
27 省略					
28 省略					
29 省略					
30 省略					
31 省略					
32 省略					
33 省略					
34 省略					
35 省略					
36 省略					

10 環境政策課に勤務する職員	(1) 土壌汚染対策関係業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに限る。
		防寒服	1	冬期	3年	
		雨がっぱ	1	年間	2年	
		ゴム長靴	1	年間	2年	
(2) 原子力安全対策関係業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに限る。	
	ヘルメット	1	年間	3年		
11 省略						
12 省略						
13 省略						
14 省略						
15 省略						
16 省略						
17 省略						
18 省略						
19 省略						
20 省略						
21 省略						
22 省略						
23 省略						
24 省略						
25 省略						
26 省略						
27 省略						
28 省略						
29 省略						
30 省略						
31 省略						
32 省略						
33 省略						
34 省略						
35 省略						

37 省略					
38 省略					
39 省略					
40 省略					
41 省略					
42 省略					
43 省略					
44 省略					
45 省略					
46 省略					
47 省略					
48 省略					

36 省略					
37 省略					
38 省略					
39 省略					
40 省略					
41 省略					
42 省略					
43 省略					
44 省略					
45 省略					
46 省略					
47 省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項						別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専 決 者					局 長	専 決 者		
				部 長	課 長					部 長	課 長	
総 務 県 民 課	1~35 省 略					総 務 県 民 課	1~35 省 略					
	36 災害対 策に關 する事 務	1・2 省略					36 災害対 策に關 する事 務	1・2 省略	<u>3 災害対策本部地方局支部の 設置及び解散に関すること。</u>	—		
	37~44 省 略						37~44 省 略					
備考 1・2 省略 3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)並びに7の部1の項(1)に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。						備考 1・2 省略 3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)、7の部1の項(1)並びに36の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(支局長の専決事項) 第15条 省略 2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、		(支局長の専決事項) 第15条 省略 2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、	

次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

3 省略

次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 災害対策本部地方局支部の設置及び解散に関すること。

3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。